

令和3年度 宮崎江南病院 医師の負担軽減対策について

(目的)

当院に勤務する医師の過重な業務による疲弊、離職を防止し、良質で安全な医療を提供するために以下のとおり医師の業務負担軽減対策を実施する。

1.当直業務の負担軽減について

- ・連続当直は行わないこと。
- ・勤務計画において予定手術前日に当直を割り当てないこと。
- ・当直回数については、1人一月あたり4回以内とすること。
- ・当直明けは業務に支障が無い限り時間休、年休を取得すること。
- ・土日休日の宿日直業務については、特定の医師に負担が偏ることの無いようにすること。
- ・看護師とコミュニケーションを密にとり、当直中における病棟からの呼び出しは最小限となるように努めること。
- ・急患の受入要請に対しては、事務当直が1次対応を行い、医師は受入れ可否の判断を行う。
- ・妊娠中及び産後1年間は当直を免除する。

2.超過勤務の縮減について

- ・各科部長は、医師の時間外の勤務命令については、必要最小限に抑えるよう管理すること。
- ・時間外勤務検証委員会を設置し、超過勤務の縮減に向けた検証・検討を行う。

3.外来患者の縮減について

- ・緊急性がある場合を除き、紹介状の無い患者は、近隣の病院へ案内すること。
- ・退院後に当院で継続治療が必要ない場合は、開業医へ紹介すること。

4.医師、看護師等の医療関係職と事務職員等との業務分担について

(1) 医師事務作業補助員の活用について

- ・医師事務作業補助員は以下の業務を行うこと。

診断書作成の補助

サマリー作成の補助

紹介状の管理業務

処方箋の準備業務

検査伝票管理等

入退院管理表の作成業務等

- ・ 医師事務作業補助員が不足している場合は、副院長へ要望すること。

(2) ME の活用について

- ・ 医療機器の準備や点検をME が実施すること。
- ・ 呼吸器装着患者に対する定期的な機器設定管理及び安全管理をME が実施すること。

(3) 薬剤業務について

- ・ 抗がん剤のミキシングは制吐剤を含めすべて薬剤師が実施すること。
- ・ 入院患者の持ち込み薬剤の鑑別および代替薬の提案を薬剤師が実施すること。
- ・ 服薬指導については、薬剤師及び看護師が実施すること。

(4) 看護師が実施できる医療行為について

- ・ 静脈路確保、静脈注射、採血等については、看護師が実施すること。

(5) その他

- ・ 初診時の予診については、看護職員が実施すること。
- ・ 入院の説明については、医事課職員及び看護職員が実施すること。
- ・ 検査手順の説明については、検査技師及び看護職員が実施すること。

5. 患者及び患者家族への診療に関する医師の説明は、原則平日の17時までに行うこととし、院内掲示等において患者へ周知徹底を図る。

6. その他の勤務改善要望について

- ・ 勤務改善に関して意見、要望等がある場合は、医局会において提案すること。

令和3年4月 院長 白尾 一定